

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

平成30年3月23日
危機管理政策課

平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月豪雪をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正を検討しています。

1 背景

平成28年4月に発生した熊本地震では、救援物資の滞留、避難所の運営、車中避難者の把握や支援、罹災証明書の発行など、多くの課題がクローズアップされた。また、平成28年9月の台風第10号災害では、岩手県岩泉町の福祉施設で9人もの犠牲者が発生し、避難情報の適切な伝達等、避難行動要支援者の安全な避難の確保は喫緊の課題となっている。

これら既往の災害で認識された課題のほか、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成29年1月、2月の豪雪に係る教訓や、鳥取県らしい人と人の支え合い、助け合いである「災害時支え愛活動」など災害対応の好事例も踏まえ、県地域防災計画を修正することとしたい。

2 鳥取県地域防災計画修正の検討概要（主な修正項目）

（1）熊本地震、鳥取県中部地震、平成29年1月及び2月の豪雪、9月の台風第18号等既往の災害を踏まえた見直し

ア 広域防災拠点の指定

広域防災拠点に必要な機能である「広域応援受入機能」、「救援物資の中継・配分機能」について、熊本地震等の教訓も踏まえた代替性の確保、アクセス性向上等の観点から複数施設の確保、機能の分散、配置のバランスを考慮した体制を整える。

（ア）中核的な広域応援受入拠点

緊急消防援助隊や自衛隊等が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模、ハザード情報などを勘案し、下表の施設を中核的な広域応援受入拠点として指定する。

圏域	施設名
東部圏域	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク
中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設(注1)
西部圏域	とっとり花回廊

(注1) 旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場およびトレーニングセンター

(注2) 上記の中核的な広域応援受入拠点が被災し使用できない場合に備えた予備の施設を、公立大学法人公立鳥取環境大学（東部圏域）、倉吉市関金総合運動公園（中部圏域）、どらドラパーク米子（西部圏域）とする。

（イ）災害時物流拠点

救援物資の中継・分配機能（物流機能）を確保するため、以下の選定方針に基づき、民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及び「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」に基づき使用が可能なJAの選果場等（選果場、集荷場やライスセンターなど）を、災害時物流拠点として指定する。

（災害時物流拠点の選定方針）

- ・施設の規模や立地等を踏まえて、その時々々の候補施設の被災状況、災害の状況に応じ使用する施設を選定できるよう複数施設を指定する。（大規模災害に備え、県外の適した施設の把握も進める）

（災害予防編（共通）第2部 組織体制計画 第1章 防災体制の整備）

イ 「雪害対策編」を新設

現在、雪害対策は震災や風水害等の各種災害に共通する「災害予防編」及び「災害応急対策編」等の中に分散して規定しているが、このたび、対策を充実強化するとともに迅速的確な実施を図ることを目的として、雪害に特有の対策を「雪害対策編」として総合的に取りまとめる。（12月1日から暫定運用中であり、この運用結果も修正に反映する。）

【鳥取県地域防災計画の新たな構成】

災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）、震災対策編、津波災害対策編、風水災害対策編、雪害対策編（雪害予防対策、雪害応急対策）を新設、大規模災害対策編、原子力災害対策編

【雪害対策編に盛り込む施策の概要（主な項目）】

- 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において推進することとされた「災害時支え愛活動」を計画に位置付け、県民による地域ぐるみの支援活動を行う。
また、地域を市町村と県が、市町村を県が支援する。
- 本年1月の雪害発生以来、各道路管理者や関係機関などが取り組んで来た雪害対策の検討結果を反映して、除雪対策及び、ハード、ソフト対策を組み合わせた冬期の道路交通確保対策を行う。
- 立ち往生車両が発生した場合の支援（情報提供、食料や燃料等の提供、避難所やトイレの提供など）について、役割分担を定めるとともに、国、県、市町村が連携して取り組む。
- 地域の日常生活の確保（医療や福祉サービスの確保、要支援者世帯への支援など）
- 農林水産業対策、観光対策、企業経営支援対策

ウ 「要配慮者等の安全確保計画」の章を新設

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する安全確保の取組や避難行動要支援者の避難支援対策を、福祉・防災の両面から一層推進していくため、現行計画（避難体制の整備）では不足する予防対策の内容を補充・再整理し、新たな章（要配慮者の安全確保計画）として取りまとめる（要配慮者の多様な特性に配慮した情報伝達や避難所の生活環境の整備、福祉避難所の確保や早期開設に向けた取組など）。

（災害予防編（共通） 第5部 避難対策計画 第2章 要配慮者等の安全確保計画）

3 要配慮者へ配慮した取組の推進

- (1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）
- (2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）

4 福祉避難所等の確保

- (1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）
- (2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取組に協力するものとする。（後略）

エ 公共施設の非構造部材の耐震化

建築基準法に基づき、大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、適切な天井等の非構造部材の崩落対策を実施することを明記する。

また、防災基本計画や改正鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例等を踏まえ、県及び市町村は、公共施設のうち、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めることを明記する。

（震災対策編 第1部 災害予防計画 第4章 耐震化の推進）

オ 水害対策の強化

平成27年の関東・東北豪雨、平成29年の九州北部豪雨による流木被害、本県にも影響のあった台風第18号等の教訓を踏まえた修正を行う。

流木等の被害の防止のため、間伐等森林整備を行っている者は間伐材は積極的に林地外へ搬出することとし、やむを得ず間伐材を林地内に残置する場合は、溪流から離れた林地内に残置するとともに、国・県は流木捕捉効果の高い透過型えん堤による対策などを実施する。

また、河川の水系・圏域単位で設けられている減災対策協議会（国、県、関係市町村、鳥取地方气象台等で構成）において、河川情報の把握や増水への対策を協議し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、住民への普及啓発や情報提供体制を整備するなど、対策の充実を図る。

樋門操作に係る連絡体制については、関係機関との連絡系統を定めておくことや、住民に対する浸水リスク等の周知に努めるものとする

（風水害対策編 第1部 災害予防計画 第1章 風水害予防対策）

<p>第2節 風水害等を防止する施策の概要</p> <p>2 主なソフト対策</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(5) 洪水浸水想定区域等の設定や見直し、中小河川の浸水想定簡易想定検討等の実施</p> <p>(6) 森林・ため池・河川・砂防等の総合的な流木対策の検討・実施</p> <p>第3節 風水害等防止のため特に留意する事項</p> <p>1 流木等による被害の防止</p> <p> 急しゅんな森林の多い本県では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類等が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損や河川閉塞を助長し、災害の激化を招くおそれがある。</p> <p> 流木等の被害の防止のため、間伐等森林整備を行っている者は間伐材は積極的に林地外へ搬出することとし、やむを得ず間伐材を林地内に残置する場合は、溪流から離れた林地内に残置するとともに、国・県は流木捕捉効果の高い透過型えん堤による対策などを実施する。（後略）</p>

（風水害対策編 第1部 災害予防計画 第2章 水防計画（予防））

<p>第3節 減災対策協議会</p> <p>大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、鳥取地方气象台等）は、相互に連携・協力のうえ、減災のための目標を共有するとともに、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防防災意識社会」再構築に取り組む（後略）</p>
--

（風水害対策編 第1部 災害予防計画 第4章 ため池・農業用水路・樋門の管理強化）

<p>第5節 樋門操作に係る連絡体制等</p> <p>1 関係機関等との情報共有</p> <p> 樋門管理者（国、県、市町村）は、非常時における樋門や水門の操作の情報が、避難情報の発出の判断や、他の樋門管理者が行う樋門操作等に必要となる場合があることを踏まえ、これらの情報が関係部署・関係機関へ迅速に情報伝達・共有されるよう、連絡系統を定めておくよう努める。（後略）</p> <p>2 住民に対する浸水リスク等の周知</p> <p> 市町村及び関係機関は、過去に浸水被害が生じた等の浸水リスクが高い地域の住民に対し、浸水被害が起り得る地域であること、避難に関する情報、非常時における樋門の操作情報の意味合いや実際の操作情報の周知に努めるものとする。</p>

（2）改正「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を踏まえた見直し

ア 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

防災及び危機管理に関する基本的な考え方として、災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。）については、本県の特色を生かしたものとして積極的に取り組むこととを明記する。

また、高齢者、障がい者、外国人等多様な特性に配慮した取組を推進することを明記する。
(災害予防編(共通) 第1部 総則 第4章 県民の防災活動)

イ 支え愛避難所への避難と必要な支援の実施

地域住民が自主的に避難し運営することを前提とした、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を「支え愛避難所」として、発災した災害によってもその安全性が確認され、自主的に開設・運営が可能な場合はそこへの避難も有効な避難の一形態であることを明記する。

また、市町村は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は市町村に対し必要な支援を行うものと明記する。

(災害予防編(共通) 第5部 避難対策計画 第1章 避難体制の整備)

ウ 災害ケースマネジメントの考え方を規定

各市町、県等が連携し、生活復興支援体制を構築の上、訪問調査等による被災者の状況把握、個々の生活復興プランの作成、専門家の派遣や支援窓口とのマッチングを行うものとする。

(災害予防編(共通) 第14部 被災者支援計画 第1章 被災者支援体制の整備)

第2節 被災者支援体制の整備

1～3 略

4 被災者の生活復興支援体制の構築

県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。(後略)

(3) 国の防災基本計画等を踏まえた見直し

ア 「応援・受援計画」の章を新設

防災基本計画や内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月)」等を踏まえ、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、また、他県等の応援を行えるよう、新たに「応援・受援計画」を地域防災計画に位置付ける。

(災害予防編(共通) 第4部 防災関係機関の連携推進計画 第5章 応援・受援計画)

第3節 受援計画

1 受援体制の整備

(1) 県(危機管理局)及び関係機関は、他県等からの応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努める。(後略)

2 連絡体制

県(危機管理局)、市町村及び関係機関は、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、緊急連絡先の確認やホットラインの構築、応援要請手順を定めておくなど、あらかじめ連絡体制等の整備に努める。

3 活動拠点等

(1) 県災害対策本部における受入

県(危機管理局)は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。(後略)

イ 業務継続計画（BCP）において、業務継続に必須な6要素の明記

防災基本計画を踏まえ、業務継続に必須な6要素をBCPに定めておくことについて明記する。

（災害予防編（共通）第2部 組織体制計画 第2章 配備及び動員体制の整備）

業務継続計画では、少なくとも知事（災害対策本部長）不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
--

（4）その他の見直し

ア 県国土強靱化地域計画の位置づけ

県国土強靱化地域計画は、県地域防災計画の指針の一つであることを明記する。

（災害予防編（共通）第1部 総則 第1章 計画作成の目的）

イ 鳥取市の中核市移行に伴い、市保健所が新設されることに伴う整理

保健所設置市である鳥取市は、県医療救護対策本部の東部圏域における支部機能を担うこと等を明記する。

（災害予防編（共通）第6部 医療救助計画 第1章 医療（助産）救護体制の整備）ほか

ウ ライフライン対策の強化（予防編）

災害時における社会全体の被害規模の縮小及び被災時の早期復興を推進するため、応急復旧等のための資機材等の備蓄や調達体制の整備、応援協定の締結に努めること等各機関のライフライン確保の予防対策について総則的に定める章を新たに組みとめる。

（災害予防編（共通）第15部 ライフライン対策計画 第1章 ライフライン対策の強化）

エ 指定地方行政機関（1機関）と指定地方公共機関（4機関）の追加

国土地理院中国地方測量部が指定地方行政機関に追加指定されたことに伴い、当該機関の処理すべき事務や業務の大綱を記載する。

また、ケーブルテレビ4社（日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレビピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社）が平成27年9月に指定地方公共機関に追加指定されたことに伴い、当該機関の処理すべき事務や業務の大綱を記載する。

（災害応急対策編（共通）第1部 総則 第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱）

（災害応急対策編（共通）第3部 情報通信広報計画 第2章 地震及び津波に関する情報の伝達）

オ BCP発動に係る資源調整

「鳥取県庁業務継続計画」が修正されて県庁BCPの発動基準が明確になったこと等を踏まえ、BCPの発動の範囲や判断基準等について明記する。

また、市町村は、「市町村業務継続計画」に基づき、必要に応じてBCPを発動することを明記する。

（災害応急対策編（共通）第2部 組織体制計画 第2章 配備及び動員）

カ 大雨特別警報の発表基準、大雪特別警報の発表基準の時点修正

大雨特別警報及び大雪特別警報の発表基準である50年に1度の値について、最新の数値に時点修正する。

（災害応急対策編（共通）第3部 情報通信広報計画 第1章 気象情報の伝達）

キ 広域火葬計画を再整理

大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理計画を広域火葬計画として整理し記載する。

(災害応急対策編(共通)第6部 医療救助計画 第3章 搜索、遺体処理及び埋葬)

ク 災害救助のために使用する車両の無料措置

高速道路関係事業者の協力を受けて実施する、被災地へ移動する車両に係る有料道路の無料措置について、その手続、対象とする車両等について明記する。

(災害応急対策編(共通)第7部 交通・輸送計画 第4章 緊急通行車両の確認)

ケ 燃料確保対策の強化(応急対策編)

災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させるための手順等を明記した章を新たに取りまとめる。

(災害応急対策編(共通)第15部 ライフライン対策計画 第9章 燃料確保の応急対策)

コ 県における「津波避難計画」等の位置づけを明記

県地域防災計画「津波災害対策編」が津波対策の推進に関する法律に基づく「津波避難計画」であること、また、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月)による「市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針」を兼ねていることを明記する。

(津波災害対策編第1部 災害予防計画 第2章 津波災害の予防)

サ その他、防災基本計画の修正等に基づき、所要の修正を行う。